

## 第 5 節 近代的畜産経営の育成

### 1 地域畜産再編対策

#### (1) 地域畜産再編対策事業

この事業は、畜産が地域農業の基幹的な部門になっている地域において、地域の創意と工夫を活かした地域の畜産の再編、活性化による地域農業の体質強化を図るため、次に掲げる事業を行う事業である。

##### ア 地域畜産再編対策推進事業

##### (ア) 都道府県畜産再編推進指導

##### a 都道府県地域畜産再編推進

地域畜産再編を円滑に推進するため、都道府県段階における地域畜産再編協議会の開催及び地域畜産の再編及び活性化を図るため、畜産局長が別に定める計画（以下、「地域畜産再編計画」という。）を作成する市町村等に対する指導等を行う事業である。

##### b 担い手育成確保円滑化推進

関係機関と一体となり畜産経営の担い手の育成確保のための推進会議の開催、新規就農者等に対する離農跡地等の情報提供、講習等のあっせん・調整等の相談活動を行う事業である。

##### c 実践技術講習等円滑化推進

新規就農者等に対する実践技術講習及び農村体験実習を行うための講習指針の作成、講習農家の選定、講習生の派遣、技術修得資金の給付等を行う事業である。

なお、7年度は43都道府県において事業を実施し、これに要した国庫補助金額は9,414万円であった。

##### (イ) 地域畜産再編推進指導

##### a 市町村地域畜産再編推進

市町村等が、地域畜産の再編及び活性化の推進のための検討会の開催、地域畜産の再編及び活性化の推進を内容とする地域畜産再編計画を作成するための調査及び当該計画に基づいて畜産農家集団の活動に対する指導等を行う事業である。

##### b 離農跡地等継承円滑化推進

新規就農者等による離農跡地等の円滑な継承を図るための離農跡地検討委員会の開催、離農跡地等の調査、新規就農者等に対する離農跡地等の継承に係る相談、就農後の営農指導等を行う事業である。

なお、7年度は41都道府県の市町村において事業を実施し、これに要した国庫補助金額は5,785万円であった。

##### (ウ) 地域畜産担い手育成推進

##### a 離農跡地等継承経営安定化対策

新規就農者等が離農跡地等を継承し経営が安定するまでの一定期間、経営維持に必要な資金を借り受けた場合に、利子軽減を行うとともに、農協等が新規就農者等に転貸するために離農跡地等（施設及び機械に限る。）を一定期間貸借し、賃借料の一括前払いを行う場合等に負担軽減を行う事業である。

##### b 実践研修円滑化推進

実践研修施設の運営の安定化、実践研修の円滑化を図るための会議の開催、研修指導員の確保及び技術修得資金の給付等を行う事業である。

##### c 生産システム実証展示推進

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する生産システムの啓発・普及のための資料作成、分析、推進会議の開催等を行う事業である。

##### d 畜産物加工円滑化推進

地域畜産物（乳製品、肉製品）の特産化、高付加価値化を促進するための技術員の養成、製品の試作及び販売促進活動等を行う事業である。

なお、8年度は21地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は596万円であった。

##### (エ) 地域畜産再編集団活動促進

地域内の畜産農家集団が地域畜産再編計画を基本として、共同作業、生産技術向上活動等組織的な活動を通じて地域畜産の再編・活性化を図る場合に必要となる経費の負担軽減を行う事業である。

なお、8年度は199地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は7億4,448万円であった。

##### (オ) 地域畜産支援組織育成推進

地域畜産支援組織を育成するため、検討会の開催、受委託に対する意向調査、受託条件の調整に係る会議の開催、受託要員の確保及び研修等を行うとともに、作業受託組織の出役調整、利用促進活動等を行う事業である。

なお、8年度は7地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は347万円であった。

##### イ 地域畜産再編対策事業

##### (ア) 担い手育成条件整備

新規就農者等による離農跡地等の有効利用を促進するために必要な飼料生産ほ場の簡易な整備、家畜飼養管理用施設及び中古農業機械の整備等を行う事業である。

この事業の対象となる地域の要件は次のとおりである。

a 事業実施地域は、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農又は肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成した市町村の

区域であること。

b 市町村、農業協同組合、農業委員会、公社等が一体となって、新規就農者等に対する支援を行う体制が整っていること。

c 事業の対象となる者及び離農跡地等が次のいずれかの要件を満たしていること。

(a) 公社又は農協が、農地保有合理化事業又は信託により離農又は規模縮小した農家等から買い入れた農用地、施設及び機械であって、新規就農者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。

(b) 公社又は農協が農地保有合理化事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの並びに当該農用地に存する施設及び機械であって、当該離農者等から借り入れ、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。

(c) 新規就農者等が、農地保有合理化事業、利用権設定等促進事業又は農地移動適正化あっせん事業等により離農者等から取得し又は一定期間借り入れる農用地並びに施設及び機械であること。

#### (i) 実践研修施設整備

新規就農者等地域の畜産経営の担い手を養成するため、実践的な家畜飼養技術、経営管理技術等の研修に必要な家畜飼養管理施設、飼料生産ほ場、研修生滞在施設等の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域の要件は次のとおりである。

a 畜産の担い手育成・確保のための方針が確立している地域であって、新規就農者及び後継者の就農促進のための体制が確立しているか、又は確立することが確実であると見込まれること。

b 事業の実施により整備される施設等の円滑な管理運営に必要な組織体制が整備されていること。

#### (ii) 生産システム実証展示施設整備

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する効率的な生産システムによる中核的な農家群を育成するため、家畜飼養管理等の実証展示を行う施設の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域及び事業実施主体の要件は次のとおりである。

a 実証展示を行う対象畜種の生産性向上のための推進に必要な体制が整備されているか、又は整備されることが確実であると見込まれること。

b 事業実施主体は、生産システムの普及・定着に意欲を有していると認められること。

#### (iii) 中核的施設整備

地域資源の有効活用と地域農業との有機的連携による効率的な肉畜生産及び地域製品の生産利用を図るため、次に掲げる施設の整備を行う。

##### a 共同利用施設整備

###### (a) 肉用牛生産効率化型

肉用牛（乳用種を含む）経営において、地域の実情に応じ、肉用牛生産行程の全部又は一部を効率化、共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備及び飼料生産ほ場の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域及び規模の要件は次のとおりである。

① 酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る肉用牛生産に関する事項をその内容とする市町村計画を作成した市町村の区域又は都道府県知事が肉用牛生産を図ることを適当と認める市町村の区域を含む地域内であること。

② 事業参加肉用牛経営体等の肉用牛飼養計画頭数の合計が、肉専用種にあっては概ね300頭以上（繁殖牛にあっては概ね100頭以上）、乳用種にあっては概ね500頭以上（ほ育育成にあっては概ね300頭以上）であること。

ただし、中山間地域等にあっては、肉用牛飼養計画頭数の合計がそれぞれの1/2以上とする。

###### (b) 肉豚生産効率化型

養豚経営において、地域の実情に応じ、肉豚生産行程の全部又は一部を効率化、共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域及び規模の要件は次のとおりである。

① 肉豚生産を計画的かつ安定的に行うことができる体制が確立しているか、又は確立することが確実であると見込まれる地域であって、養豚経営の推進体制が確立している地域であること。

② 事業参加養豚経営体等の飼養頭数の合計が、肥育豚にあっては概ね2000頭以上、繁殖豚にあっては概ね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあっては、飼養計画頭数の合計がそれぞれの1/2以上とする。

③ 事業の実施により整備される施設等が、地域の肉豚生産のための中核的基地として発展することが確実であること。

##### b 畜産物加工施設整備

消費者ニーズの高度化、多様化等に対応して、地域畜産物の特産化、高付加価値化を促進するため、乳製

品加工施設、肉製品加工施設等の整備を行う。

(a) 乳製品加工施設整備型

高付加価値乳製品の製造のための施設又は高品質生乳生産を推進するための生乳検査機器等の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域の要件は次のとおりである。

① 酪農肉用牛生産振興法第 2 条の 4 第 1 項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画を作成した市町村の区域又は都道府県知事が肉用牛生産を図ることを適当と認める市町村の区域を含む地域内であること。

② この事業の実施により、付加価値の高い乳製品を製造することが確実であると見込まれること。

(b) 肉製品加工施設整備型

高付加価値肉製品の製造のための施設等の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域の要件は次のとおりである。

① 製品を当該地域の特産品として加工・販売する体制が整備されているか、又は整備することが確実であると見込まれる地域であること。

② この事業の実施により、付加価値の高い肉製品を製造することが確実であると見込まれること。

(オ) 地域畜産支援組織育成

地域畜産支援組織を育成するため、作業受託活動に必要な機械及び施設の整備を行う事業である。

この事業の対象となる地域の要件は次のとおりである。

(a) 事業実施地域は、地域畜産支援組織等が設置されている地域であるか、又は設置されることが確実であると見込まれる地域であること。

(b) 事業実施地域は原則としてアの(オ)の事業を実施する地域であること。

8 年度においては、62 地区で事業を実施し、これに要した国庫補助金額は 33 億 7,222 万円であった。

## 2 畜産経営技術等推進対策

### (1) 畜産経営技術等推進対策事業

この事業は、畜産経営体の体質強化を図るため、次に掲げる事業を行う事業である。

ア 畜産経営技術高度化促進事業

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベ

ル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、中央段階における指導用資料の作成等を行う事業である。

8 年度は 47 都道府県で実施し、事業実施主体である都道府県に対し 2 分の 1 以内の補助を、社団法人中央畜産会に対し定額の助成を行い、これに要した国庫補助金額は 3 億 1,604 万円であった。

イ 畜産資材等効率利用推進指導事業

この事業は、畜産施設・機械及び生産資材の効率的な利用を促進し畜産資材等に係る費用を低減するため、関係機関が一体となった推進指導等を行う事業である。

ウ 家畜導入事業資金供給事業

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るため、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社等を対象として基金を造成し、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入する場合に、導入家畜の購入資金に係る金利相当額を助成する事業を実施し、これに要した 7 年度の国庫補助金額は 3 億 4,114 万円であった。

(ア) 肉用牛群整備増殖事業

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び斉一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るため、次の事業を実施した。

a 農協有等導入型

農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛 5 年、成牛 3 年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

b 特別導入型

市町村が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛を購入し、又は貸付牛から生産され納付を受けた肉用繁殖雌牛を、高齢者等に一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

(イ) 高品質生乳生産牛群整備事業

本事業は、酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るため、乳用牛群総合改良推進事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3 年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

なお、乳肉複合を促進する観点から家畜を導入する酪農家は、貸し付けを受ける頭数以上の廃用牛の飼直し肥育を行う計画を有し、その計画の達成が確実と見込まれる者であるものとした。

エ 新搾乳システム定着化事業

生産性の向上を図りつつ、酪農経営の労働時間の短

縮を図るため、労働時間の5割を占める搾乳時間を大幅に短縮しうる新搾乳システムについて、技術の収集・分析、改善、標準化を図ることにより、我が国に適した新搾乳システムの普及・定着化を推進する事業で、次の3タイプからなっている。

(ア) 新搾乳システム施設型

新搾乳システムの普及・定着を通じ、飼養管理の省力化を指向する酪農経営者を対象として、共同利用フリーストール牛舎及び共同利用ミルキングパーラーのモデル的施設の実証展示を行うものであり、大規模施設整備、新搾乳施設整備、簡易搾乳施設整備及び移動式搾乳施設整備の4つのタイプで実施している。

7年度の実施箇所は4か所であった。

(イ) 新搾乳システム普及啓もう型

(ア)の施設型の事業を実施している都道府県において、地域における搾乳システム等に関する情報を収集・分析し、地域の諸条件に最適な搾乳システムの普及・啓もうの方策について検討するとともに、地域の諸条件に最適な搾乳システムの普及・啓もうを図るため、パンフレットの作成・配布及び酪農家を対象とした現地指導会議を開催した。

(ウ) 新搾乳システム実用化推進型

国内外の搾乳方式等の優良事例を収集し、優良技術を応用する際の改善点等の検討及び新技術の体系化を行い、我が国に適した搾乳システムの定着化のためのマニュアル作成を実施している。

また、新搾乳システムの普及・定着化を担う技術者を対象として、当該システムの総合的な見地を得るための研修会を実施した。

オ 家畜飼料新給与システム普及推進事業

酪農及び肉用牛経営において、飼料の調製・給与の労働時間を大幅に短縮できるほか、飼料の嗜好性を高めつつ、濃厚飼料と粗飼料の摂取割合を一定に保ち、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための栄養管理を可能とするTMR（Total Mixed Ration：混合飼料）の生産・供給を行うTMR供給センターをモデル的に設置するとともに、TMR給与技術について、技術の改善・標準化、飼料給与プログラムの設計等地域の諸条件に最適なシステムの普及を推進するため、次に掲げる事業を実施した。

(ア) 家畜飼料新給与システム整備事業

酪農先進地域及び大規模肉用牛飼養地域において、モデル的にTMR供給センターを設置し、地域の畜産農家等で生産した粗飼料の搬入と一時的貯蔵、栄養成分の分析、飼料給与プログラムの設計、TMRの生産等を実施し、地域の酪農家に栄養成分が明らかなTMR

を定期的に供給するための事業を実施した。

7年度の実施箇所は4か所であった。

(イ) 家畜飼料新給与システム普及推進事業

(ア)の事業を行う生産集団等に対し、TMRを活用した飼養管理の省力化に関する総合的な技術、飼養規模・飼養形態に即した施設・機械の導入、飼料分析技術、飼料給与プログラムの設計等について専門的な指導を行うための事業を実施した。

### 3 環境保全型畜産確立対策

(1) 環境保全型畜産確立対策事業

ア 環境保全型畜産確立対策推進事業

この事業は、家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用を促進し、環境保全型農業を推進するため、次に掲げる事業を行う事業である。

(ア) 環境保全型畜産確立推進指導事業

a 環境保全型畜産確立指導

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等による畜産環境の保全と堆きゅう肥の耕種部門での利用の推進を図るため、環境保全型畜産確立基本方針の策定、都道府県及び地域の推進指導協議会の設置、農家指導等を行う事業である。

(a) 総合対策指導

畜産経営による環境汚染の防止を図り、健全かつ安定的な畜産経営の発展に資するため、環境保全型畜産確立基本方針の作成、畜産経営に関する巡回指導等を行うことにより堆きゅう肥の積極的な利用や環境汚染の防止技術の普及を推進するための事業である。

(b) 特別対策指導

特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域において、畜産経営の環境保全を図るため、排出水の水質検査に基づく技術指導を行うとともに、畜舎構造及び家畜ふん尿処理施設の改善整備の推進を重点とした特別対策指導を行う事業である。

(c) 悪臭防止対策指導

畜産経営に起因する悪臭を防止し、周辺居住地域と調和した畜産経営の発展に資するため、悪臭の排出に関する実態調査を行うとともに、当該調査結果に基づき悪臭防止対策指導等を行う事業である。

8年度は(a)の事業で47都道府県、(b)の事業で25道府県、(c)の事業で36府県において実施し、これに要した国庫補助金額は6,563万円であった。

b 堆きゅう肥流通緊急対策

堆きゅう肥の広域的な流通・利用を促進するため、

都道府県段階における堆きゅう肥に関するシンポジウム及び生産技術共励会の開催、堆肥センターにおける堆きゅう肥需給調整窓口の設置等による情報の集積・提供、堆きゅう肥の成分分析並びに実証ほ場を用いた堆きゅう肥の投入効果の実証展示を行う事業である。

なお、本事業は2つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

#### (a) 都道府県分

堆きゅう肥の流通・利用促進を図るため、堆きゅう肥利用促進シンポジウムの開催、シンポジウムへの参加、良質堆きゅう肥生産技術共励会の開催、堆きゅう肥の需要開拓のための情報の集積・提供等を行う。

#### (b) 堆肥センター分

畜産農家と耕種農家の連携により堆きゅう肥の利用を促進するため、堆きゅう肥に関する情報窓口の設置、生産される堆きゅう肥の成分分析、実証ほ場による投入効果の展示等を行う。

8年度は、(a)の事業で22地区、(b)の事業で16地区について事業を実施し、これに要した国庫補助金額は3,175万円であった。

#### c 地域環境保全型畜産推進

家畜ふん尿の適切な処理及び耕種部門での堆きゅう肥等の利用を促進するため、市町村内における家畜ふん尿処理・利用状況調査の実施、地域環境保全型畜産推進計画の策定、家畜ふん尿処理施設の整備等に係る企画等を行う事業である。

#### (a) 地域環境保全型畜産推進計画の策定

家畜ふん尿の適切な処理及び耕種部門での堆きゅう肥等の利用を推進するため、市町村に地域環境保全型畜産推進会議を設置し、地域環境保全型畜産推進計画の策定、畜産環境保全に係る普及・啓発等を行う事業である。

#### (b) 家畜ふん尿処理施設整備の推進

家畜ふん尿処理施設の整備を促進するため、市町村に家畜ふん尿処理施設整備推進協議会を設置し、家畜ふん尿処理施設の整備等に係る企画等を行う事業である。

8年度は(a)の事業で52地区、(b)の事業で16地区について事業を実施した。

#### d 有機質資源高度活用推進

家畜ふん尿に地域の有機質資源を副資材として加え、成分調整した高度化堆きゅう肥を供給するため、地域有機質資源活用調査を行うとともに、高度化堆きゅう肥調製・利用システムの検討を行う事業である。

#### (i) 家畜ふん尿処理技術実用化調査事業

この事業は、新しい家畜ふん尿処理利用に関する技

術について、普及に際しての問題点を解明し、効率的な家畜ふん尿処理利用を図るための技術体系の確立を図るとともに、浄化処理、脱臭処理等の新技術、有用微生物等の新素材、良質堆きゅう肥の製造、流通技術等の実証調査を行う事業である。

#### a 成分調整等堆肥処理技術開発型

家畜ふん尿を原料とした良質堆きゅう肥の製造及び流通技術を開発するため、現行及び新たに開発された成分調整等高度堆肥化処理技術に関する実証調査を9県で実施した。

#### b 浄化処理技術開発型

既開発大規模技術のコンパクト化、実験プラントの実用化をねらいとして家畜ふん尿処理施設を整備し、実用化のための実証調査を5県で実施した。

#### c 脱臭処理技術開発型

畜舎内の悪臭をバイオフィルター等を使用して脱臭する施設をウインドレス畜舎に整備し、実用化のための実証調査を3県で実施した。

#### d バイオ・新素材利用技術開発型

悪臭の抑制、家畜ふん尿の発酵促進効果が認められた有用微生物等新素材について、最も適した利用体系を確立するための実証調査を8県で実施した。

#### (ウ) ゆたかな畜産の里づくり推進事業

この事業は、畜産のイメージアップと畜産経営の安定的発展を図るため、地域社会や自然と調和した環境の下で畜産経営が営まれている優良事例の選定、表彰等を行う事業である。

#### イ 環境保全型畜産確立対策事業

この事業は、家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、家畜ふん尿処理の効率化による畜産経営の体質強化並びに耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用の促進による環境保全型農業の推進を図るため、次に掲げる事業を行う事業である。

#### (ア) 堆きゅう肥総合利用対策

畜産環境問題の解決及び良質堆きゅう肥の広域的な利用の推進による環境保全型農業への支援を図るため、家畜ふん尿処理利用機械施設、堆きゅう肥保管施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、堆きゅう肥の需給調整体制が整備されているか、又は整備されることが確実と見込まれる地域で、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で7,000頭以上であり、かつ、事業対象家畜頭数が3,500頭以上としている。

#### (イ) 地域畜産環境対策

地域内で家畜ふん尿の適正な処理及び耕種農家との

連携による合理的な家畜ふん尿の処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業であり、次の2つの事業がある。

#### a 地域複合型

この事業は、畜産農家の組織化、集団化、又は畜産農家と耕種農家の連携により家畜ふん尿の適正な処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で1,000頭以上であることとしている。

#### b 浄化処理型

この事業は、畜産汚水の浄化処理が必要な地域において、畜産汚水の浄化を図るため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う事業である。

事業実施に当たっては、事業実施地域の家畜飼養頭数が肥育豚換算で1,000頭以上であること、河川等の水質保全を図るため、畜産汚水の浄化処理が必要な地域であることとしている。

#### (ウ) 特定地域畜産環境緊急整備

水質保全に係る規制の強化に対応し、特定の湖沼、内海等の閉鎖性水域周辺や水道水源周辺地域において緊急に高度な家畜ふん尿処理施設等を整備する事業である。

#### (エ) 畜産経営移転促進

畜産環境保全に必要な経営移転等の促進を図るため、共同利用家畜飼養管理用施設等の整備を行う事業である。

本事業は2つの事業からなっており、内容は次のとおりである。

#### a 一般地域型

環境汚染問題が発生しているか、又は発生するおそれのある地域の畜産経営（酪農・養豚）が環境保全のために移転を行うのに必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備並びにこれと併せて山地畜産確立促進に関する事業又は効率的生産促進に関する事業を行う事業である。

事業の実施地域（移転先）は、環境問題の発生の恐れのない地域であること、事業参加者の家畜飼養計画頭数は、肥育豚換算で概ね600頭以上であることが必要である。

#### b 特定地域型

特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域において、畜産経営（酪農・養豚）の環境保全のため緊急に共同利用家畜飼養管理用施設の改善整備並びにこれと併せて山地畜産確立促進に関する事業又は効率的飼料生産促進に関する事業を行う事業である。

事業参加者は、特定の湖沼、内海等閉鎖性水域周辺地域で家畜を飼養し、環境汚染問題を防止するため緊急に共同利用家畜飼養管理用施設等の改善整備を行う必要があり、乳用牛及び豚の飼養計画頭数が肥育豚換算で概ね200頭以上であることが必要である。

#### (オ) 有機質資源高度活用対策

家畜ふん尿に地域の有機質資源を副資材として加え、成分調整した高度化堆きゅう肥を供給するため、有機質資源の資材化、高度化堆きゅう肥の生産利用を図る地域総合リサイクルセンター等の整備を行う事業である。

事業実施地域は、高度化堆きゅう肥生産のための副資材としての有機質資源の確保ができる地域であることが必要である。

## 4 経営効率化機械緊急整備対策

### (1) 経営効率化機械緊急リース事業

経営効率化機械緊急整備対策として、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国際環境の変化に対応し、ゆとりをもてる、質の高い経営の実現に向け、一層のコスト低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械をリース方式により緊急に整備する事業である。

7年度は、国庫補助金額22億5千万円を基金造成した。

## 5 畜産経営関係主要資金の融通

### (1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成6年度においては、畜産関係で245億円（利子補給承認ベース）が融資された。

これは農業近代化資金融資額の11.8%を占めており、平成5年度の融資額333億円に比べると26.4%減少した。

表6 農業近代化資金融資実績

|           |    | (単位：百万円) |         |         |
|-----------|----|----------|---------|---------|
| 畜産関係      | 区分 | 4年度      | 5年度     | 6年度     |
| 施設等       |    | 21,034   | 17,597  | 8,454   |
| 農機具等      |    | 4,431    | 3,507   | 2,803   |
| 家畜購入      |    | 14,469   | 11,412  | 12,321  |
| (うち肥育素畜等) |    | 9,968    | 7,983   | 9,389   |
| 家畜育成      |    | 1,177    | 748     | 876     |
| (うち肥育牛)   |    | 654      | 580     | 811     |
| 中核農家規模拡大  |    | 5        | 0       | 4       |
| 小計        |    | 41,117   | 33,264  | 24,458  |
| 農業近代化資金総額 |    | 257,942  | 254,864 | 206,882 |

表 7 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

|              |  | (単位：百万円) |       |       |
|--------------|--|----------|-------|-------|
| 区 分          |  | 4 年度     | 5 年度  | 6 年度  |
| 家畜導入資金       |  |          |       |       |
| 乳 牛          |  |          | 1,229 | 1,156 |
| 豚            |  | 157      | 125   | 174   |
| 乳牛以外の牛       |  | 2,001    | 1,798 | 1,213 |
| 馬, めん羊, 山羊   |  | 282      | 278   | 389   |
| 計            |  | 4,502    | 3,429 | 2,932 |
| 特認資金 (肥育素畜等) |  |          |       |       |
| 肥 育 牛        |  | 9,679    | 7,720 | 9,312 |
| 肥 育 豚        |  | 37       | 8     | 27    |
| 鶏            |  | 252      | 255   | 50    |
| 計            |  | 9,968    | 7,983 | 9,389 |
| 家畜育成資金       |  |          |       |       |
| 乳 牛          |  | 31       | 23    | 24    |
| 繁 殖 豚        |  | 38       | 8     | 15    |
| 繁 殖 用 肉 牛    |  | 454      | 137   | 27    |
| 肥 育 牛        |  | 654      | 580   | 65    |
| 計            |  | 1,177    | 748   | 811   |

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は 91億4,300万円減少して84億5,400万円に、農機具等に対する融資額は 7 億400万円減少して28億300万円に、家畜の購入についての融資額は 9 億900万円増加して123億2,100万円に、家畜の育成についての融資額は 1 億2,800万円増加して 8 億7,600万円であった。

#### (2) 畜産経営環境保全資金

45年度に畜産経営移転施設資金として創設され、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決に役立ってきたが、47年度に畜産経営環境整備施設資金となり、現在の経営で家畜排せつ物処理施設の設置を行う者が貸付対象に加えられた。さらに48年度から畜産経営環境保全資金となった。

8 年度の融資実績は26件、5 億3,900万円であり、前年度に比べると900万円減少した。

なお、8 年度の融資の内訳は、補助事業 2 億2,800万円、非補助事業 3 億1,200万円であった。

#### (3) 農業経営基盤強化資金

##### (スーパー L 資金)

6 年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な資金の融通を行った。

8 年度の畜産関係融資実績は、1,478件344億8,200万円で、前年度に比べると47億2,300万円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の40.6%を占め、その内訳は、酪農18.7%、肉用牛4.9%、養豚8.2%、養鶏8.2%であった。

#### (4) 農業改良資金

31年度の農業改良資金制度発足以来、技術導入資金は、農業者が自立的に、能率的な農業技術を導入するうえで重要な役割を果たしている。その後、本制度の充実・強化が図られてきたが、特に60年度には、能率的な技術とともに合理的な生産方式の導入及び促進を図るため、従来の技術導入資金を生産方式改善資金に改編し、新たに畜産振興資金等の資金種目を新設するなどの措置が講じられた。また61、元、4、7 年度には、畜産振興資金が拡充されるなどの資金内容の充実が図られた。

このうち、畜産関係の概要は次のとおりである。

##### ア 生産環境改善資金

本資金は、農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに要する資金を貸付けるもので、畜産関係（畜舎内衛生管理技術、家畜排せつ物処理技術）の 8 年度貸付実績は14億8,850万円であった。

##### イ 畜産振興資金

本資金は、酪農及び肉用牛生産の振興・合理化を推進するため、59年度に畜産振興資金供給事業として発足し、60年度には、合理的な農業の生産方式の導入を図るための資金（生産方式改善資金）として農業改良資金制度に位置付けられた。

また、61年度には、低廉な牛肉に対する需要の増大に応えた肉用牛生産の改善を促進するため、肉用牛の育成費、元年度には、牛肉の自由化等我が国農業の国際化の進展を踏まえ、新たに酪農関係施設・機械及び肥育素牛の購入費を貸付対象に加えるとともに、貸付枠を230億円に拡大した。

4 年度には、優良乳用牛の購入及び育成に要する経費、7 年度には、新たに豚関係施設・機械及び種豚の購入に要する経費を貸付対象に加えた。

8 年度の貸付枠は227億円で、具体的な内容は次のとおりである。

##### (ア) 貸付対象者

3 人以上の大家畜経営者等による飼料自給度の向上、飼養規模の拡大、飼養管理方法の改善を内容とする取決めに基づく共同活動を行う者

##### (イ) 資金の内容

##### a 飼料自給度の向上を図るために必要な資金

(a) 飼料生産に係る施設・機械の購入・設置に必要な資金

(b) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金

b 乳牛の飼養管理方式の改善を図るために必要な資金

(a) 酪農関係施設、機械の購入・設置資金

(b) 乳牛を購入するために必要な資金

(c) 乳牛を育成するために必要な資金

c 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 肉用牛関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 肉用牛を購入するために必要な資金

(c) 肉用牛を育成するために必要な資金

d 豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 豚関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 種豚を購入するために必要な資金

なお、8年度の貸付実績は、56億631万円となっている。

## 6 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施している。

都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進すること

を目的に、技術職員の再訓練のための特別研修及び畜産に関する高度な学理及び新技術を修得させることとしている。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主軸講師として伝達研修を行うことにより、新しい技術が速やかに末端まで浸透するようにしている。

8年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理（Ⅰ）、（Ⅱ）、国際化対応、情報処理入門、情報処理システム開発入門、草地開発整備、畜産簿記、畜産経営診断、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全（Ⅰ）、（Ⅱ）、草地・自給飼料、畜産経済、酪農、畜産新技術、養鶏、養豚、畜産物の安全性の各部門（22講座）について短期研修（各3日～12日間延べ123日）を実施し、合計769名が受講した。

## 7 そ の 他

### (1) 認可団体畜産活性化総合対策推進指導事業

#### ア 農協営農指導普及啓発推進

農協系統団体が行う畜産物の生産合理化等に関する営農指導活動の普及・啓発について一層の推進を図るため、農協営農指導方式の改善及び拡充、畜産物の生産合理化を図る重点施策のキャンペーン、畜産経営の改善向上を促進する農協事業等の優良事例の紹介、農協系統に対する巡回指導を行う事業である。

8年度は、これに要した経費について事業主体であ

表8 畜産経営環境保全資金融資実績

|        |  | 酪 農 |    | 肉用牛 |    | 養 豚 |     | 養 鶏 |     | その他 |    | 合 計 |       |
|--------|--|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------|
|        |  | 件数  | 金額 | 件数  | 金額 | 件数  | 金額  | 件数  | 金額  | 件数  | 金額 | 件数  | 金額    |
| 6年度補 助 |  | 6   | 16 | —   | —  | —   | —   | 1   | 322 | —   | —  | 7   | 338   |
| 非補助    |  | 16  | 54 | —   | —  | 4   | 543 | 8   | 511 | —   | —  | 28  | 1,108 |
| 計      |  | 22  | 70 | —   | —  | 7   | 543 | 9   | 833 | —   | —  | 35  | 1,446 |
| 7年度補 助 |  | 4   | 8  | —   | —  | 1   | 18  | 3   | 154 | —   | —  | 8   | 180   |
| 非補助    |  | 12  | 26 | 3   | 12 | 1   | 56  | 2   | 260 | 1   | 14 | 19  | 368   |
| 計      |  | 16  | 34 | 3   | 12 | 2   | 74  | 5   | 414 | 1   | 14 | 27  | 548   |
| 8年度補 助 |  | 3   | 18 | —   | —  | 2   | 172 | 2   | 34  | 1   | 3  | 8   | 228   |
| 非補助    |  | 6   | 22 | 5   | 9  | 1   | 17  | 5   | 233 | 1   | 31 | 18  | 312   |
| 計      |  | 9   | 40 | 5   | 9  | 3   | 189 | 7   | 267 | 2   | 34 | 26  | 539   |

表9 農業経営基盤強化資金融資実績

|     |    | 酪 農 |        | 肉用牛 |       | 養 豚 |       | 養 鶏 |       | 畜産計 |        | 農業経営基盤強化資金計 |        |
|-----|----|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-------------|--------|
|     |    | 件数  | 金額     | 件数  | 金額    | 件数  | 金額    | 件数  | 金額    | 件数  | 金額     | 件数          | 金額     |
| 6年度 | 件数 |     | 320    |     | 55    |     | 71    |     | 80    |     | 528    |             | 2,007  |
|     | 金額 |     | 6,644  |     | 2,803 |     | 5,761 |     | 7,506 |     | 22,924 |             | 49,029 |
| 7年度 | 件数 |     | 887    |     | 184   |     | 175   |     | 135   |     | 1,413  |             | 6,271  |
|     | 金額 |     | 12,962 |     | 4,197 |     | 4,711 |     | 6,665 |     | 29,759 |             | 84,999 |
| 8年度 | 件数 |     | 953    |     | 203   |     | 163   |     | 136   |     | 1,478  |             | 6,127  |
|     | 金額 |     | 15,863 |     | 4,153 |     | 6,973 |     | 6,956 |     | 34,482 |             | 85,000 |

る全国農業協同組合中央会に対し国庫補助金額219万円を助成した。

## 第6節 自給飼料対策

### 1 総 説

UR農業合意等国際化の急速な進展、畜産経営の担い手の減少、労働過重化、畜産環境問題の深刻化等畜産をめぐる内外の厳しい情勢に対処して、飼料基盤に立脚した大家畜畜産経営を育成するため、自給飼料生産コストを引き下げつつ飼料自給率の向上を図ること並びに畜産環境の総合的整備を推進することを基本として、8年度においても、飼料基盤を積極的に整備拡充し、飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の育成、畜産経営環境の整備と地域住民の生活環境の改善等を一体的に促進するため、引き続き、草地畜産基盤整備事業、畜産基地建設事業、畜産環境総合整備事業等の畜産公共事業を畜産再編総合対策と併せて総合的に実施した。特に8年度は、新たに、大型機械による効率的な作業が可能な飼料基盤の整備の促進及び担い手農家への飼料基盤の集積を図るため担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地集積事業を創設したとともに、畜産環境と生活環境の総合的な改善を図るため畜産環境整備特別対策事業を拡充し家畜排せつ物と生ゴミ等を一体的に処理する施設等の追加及び水質等規制地域における採択用件の緩和を行った。

また、飼料作物生産の拡大と合理化を図るため、畜産再編総合対策において、中山間地域において放牧利用を主体とした山地畜産を確立する山地畜産確立対策事業、飼料生産組織の育成・支援、生産利用技術の確立・普及等飼料生産利用の効率化を推進する自給飼料生産総合推進事業及び粗飼料生産組織体等による飼料生産に係る生産条件を整備する効率的飼料生産促進事業、公共牧場の広域利用を促進する公共牧場広域利用推進対策事業を引き続き実施するとともに、無家畜農家の農地等における飼料生産受託組織による飼料の受託生産の推進並びに農薬を使用しない雑草の防除技術及び野草地の省力管理技術等の確立を図るための事業の拡充を図った。

さらに、中国における畜産振興、砂漠化防止のため、草地の適正利用及び草地の生産力向上に関する技術的な調査・検討を行う草地適正利用促進対策基礎調査(ODA)を実施した。

このほか、引き続き、畜産振興資金について飼料自給度の向上を図るために必要な資金の貸付けを行うと

ともに、優良種子の安定的な供給確保を図るため家畜改良センターにおいて飼料作物種子供給確保対策を実施した。

### 2 草地開発整備対策

#### (1) 草地開発整備関係調査

##### ア 草地開発技術調査

草地開発事業を円滑に推進するため、草地の造成開発技術に関する疑問点の解明、効率のかつ効果的な造成技術の開発、草地開発事業の調査計画から造成利用に至る広範囲の技術的分野について調査究明した。8年度は低コスト肉用牛生産のための草地開発管理技術調査等4調査を実施した。(7,260万円)

##### イ 草地開発基本調査

草地開発事業等の円滑な推進に資するため、事業実施に伴う社会経済的な諸問題の解明及び草地の高度利用のための草地管理技術の啓蒙普及を図った。8年度は、低コスト肉用牛生産基盤開発調査、超省力型飼料生産基盤整備調査、草地資源高度利用促進基本調査、新放牧システム確立調査、草地開発整備事業計画設計基準の改定及び草地管理指標の改定を実施した。(1億8,890万円)

##### ウ 畜産環境整備技術調査

畜産環境総合整備事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、土壌微生物群利用による尿液肥化技術について、低コストな尿処理施設の整備指針を確立するための調査検討を実施した。(1,000万円)

##### エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を8年度は6地区で実施した。(9,000万円)

##### オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産基盤の拡大と再編整備を推進するため、基本構想の策定等を行う調査を8年度は6地区で実施した。(7,500万円)

##### カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を8年度は3地区で実施した。(6,000万円)

キ 畜産基地建設調査計画（特定地域大規模畜産経営環境対策推進調査）

濃密生産団地建設事業の完了区域において、畜産環境問題の発生状況及びその原因等の実態を調査し、改善のための方策を明らかにするとともに、環境問題の発生の未然防止のための指導推進体制の確立を図るための調査を8年度は8地区において実施した。（1,600万円）

ク 農林地畜産の利用等調査

草地開発の実施が見込まれる国有林野について、国土の保全その他国有林野事業との調整を図りつつ、草地開発事業等のための円滑かつ適正な確保に資するため、適地選定等のための共同調査を行った。（360万円）

ケ 草地開発基本調査（補助調査）

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha（沖縄5ha）以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を8年度は3地区（1,500万円）で実施した。（補助率50%以内）

コ 団体営草地開発整備調査（補助調査）

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が開発利用方式を検討して、事業及び資金計画等の策定を行う調査を8年度は2地区（300万円）で実施した。（補助率50%以内）

サ 公共牧場開発整備基礎調査（補助調査）

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査（設置基礎調査）及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査（再編整備調査）を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備について検討を8年度は2地区（1,000万円）で実施した。（補助率50%以内）

シ 道営草地整備改良事業調査（補助調査）

道営草地整備改良事業を円滑かつ効率的に実施するため、受益草地面積が500ha（中山間地域にあっては250ha）以上あると見込まれる地区について、関係市町村長の申請に基づき、北海道が草地の整備改良に必要な自然的、社会的、技術的条件等の調査及び計画の作成を8年度は10地区（3,500万円）で実施した。（補助率50%以内）

ス 畜産経営環境整備基礎調査（補助調査）

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点からの調査を8

年度は8地区（4,000万円）で実施した。（補助率50%以内）

## （2）草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を8年度は202地区で実施した。（110億8,800万円）

ア 道営草地改良整備事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体的に実施した。

（ア）事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha（中山間地域にあっては250ha）以上（このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる（ただし、受益面積の20%以内））

（イ）補助率50%

イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るため、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

（ア）事業の規模

a 既存草地面積が100ha（北海道250ha）以上、ただし、中山間地域（北海道除く）50ha以上

b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha（北海道100ha）以上、ただし、中山間地域（北海道除く）15ha以上

c 完成年度から起算して5年以上経過していること

d 都府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

（イ）補助率

内地 50%, 1/3

北海道 52%, 50%, 1/3

ウ 担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地集積事業

担い手農家への土地基盤の集積、大型機械の効率的な作業が可能な飼料基盤等を整備する事業を実施するとともに、当該事業の農家負担分について、無利子資金の貸付を行った。

（ア）担い手育成草地整備改良事業

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと。

（a）活性化計画の策定等により地域の基盤集積への取り組み等が明らかであること。

(b) 担い手農家への土地利用の集積（作業受託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。

(c) 事業完了後の受益面積が30ha（北海道200ha）以上であること。

b 補助率 50%

(i) 担い手育成草地集積事業

a 貸付額 対象事業費の10%相当以内

b 償還期間 25年（うち据置10年）

c 貸付利率 無利子

エ 国営等草地開発附帯事業

国営又は都道府県営草地開発事業で造成された草地について生産性の高い牧場を建設するため、隔障物、家畜保護施設等の利用施設の整備等を実施した。

(7) 補助率

内 地 40%, 1/3

北海道 45%, 1/3

オ 団体営草地開発整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、草地又は飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源並びに放牧林地の有効利用を図るための施設整備等を一体的に実施した。

(7) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

a 造成改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上

b 造成改良面積が 5 ha 以上及び整備改良を併せて事業完了後作付面積30ha（北海道50ha、離島、沖縄、奄美20ha）以上

c 整備改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上

d 野草地受益面積が20ha以上

e 放牧林地受益面積が100ha（別に定める地域の肉用牛地区にあつては50ha）以上

f 草地保全受益面積が10ha（小規模特定地 5 ha）以上、野草地にあつては20ha以上

(i) 補助率

内 地 45%, 40%, 1/3

北海道 55%, 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 45%, 1/3

カ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率畜産経営の展開を図るため、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付を行った。

(7) 事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a) 草地造成改良面積が10ha（小規模特定地 5 ha）

以上

(b) 造成改良及び整備改良面積の合計が15ha（小規模特定地7.5ha）以上

b 事業参加者数 5 人以上（特に必要と認める場合にあっては 3 人以上）

(i) 補助率

内 地 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 1/3

キ 団体営公共牧場整備事業

地域における大家畜生産振興の核として公共牧場の効率的利用を促進するため、公共牧場の草地及び牧場施設の整備並びに冬里生産基盤の一体的整備を行った。

(7) 事業の規模

a 既存草地面積が30ha（北海道50ha）以上。中山間地域の場合は15ha（北海道25ha）以上

b 事業完成年度から起算して 5 年以上経過

c 造成改良又は整備改良面積が10ha以上

d 関係集落の整備と併せ行う場合、当該集落が以下の条件を満たしていること。ただし、公共育成牧場の一部を関係集落の冬里飼料基盤として活用させる場合(a)の条件を満たすこと

(a) 事業完了後、飼料作付面積30ha以上

(b) 造成改良又は整備改良される面積10ha（小規模特定地 5 ha）以上

e 全体事業費に占める生産基盤事業費が100分の50以上

f 放牧用道路整備を行う場合、放牧地面積20ha、かつ、道路延長500m以上

g 放牧用水整備を行う場合、受益面積が30ha（北海道50ha）以上。中山間地域の場合は15ha（北海道25ha）以上

(i) 補助率

内 地 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 1/3

ク 小規模草地開発整備事業

小規模な飼料基盤の造成整備、公共牧場等の放牧地及び放牧利用施設の整備を畜産再編総合対策と一体的に実施した。

(7) 事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a) 飼料畑、放牧地の造成面積が 1 ha 以上10ha未満

(b) 草地整備改良受益面積 5 ha 以上。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せ

た受益面積1ha以上

(c) 既耕地の飼料基盤としての整備受益面積が1ha以上10ha未満。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1ha以上

(d) 公共牧場等の放牧地受益面積が5ha以上

(イ) 補助率 50%

### (3) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料基盤に立脚した効率的な経営体を重点的に育成するとともに、これを核とした畜産主産地の再編整備を図るため、担い手への草地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を8年度は71地区（国庫補助金160億9,200万円）で総合的に実施した。

#### ア 事業の規模

(ア) aの条件を満たし、かつb又はcのいずれかの要件を満たすこと

a 事業参加者が10人（中山間地5人）以上、かつ家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、認定農業者及びこれに準ずる経営体が地区の畜産生産の1/2以上を占めること

b 再編整備型事業にあっては、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha以上、うち草地の集積等又は経営移転等に係る土地の合計面積が15ha以上あること

c 中山間地域型事業にあっては、畜産生産を主体とした活性化構想が樹立された中山間地域で実施され、かつ、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が15ha以上で、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

#### イ 補助率

内地・北海道 50%

沖縄 2/3, 50%

### (4) 畜産基地建設事業

未利用地及び低利用地に恵まれた地域において、牛及びその他家畜のための農用地等の造成、道路等の基本施設の整備、農業用施設整備、農機具導入を総合的に実施することにより大家畜畜産の安定的発展を図るとともに、併せて畜産経営に起因する環境問題が懸念される豚及び鶏の中小家畜の経営移転を推進し、高能率な畜産経営群の育成を図ることによって、地域畜産の活性化と畜産物の安定供給に資する畜種複合型の事業を8年度は2地区（国庫補助金25億8,500万円）において実施した。

#### ア 事業の規模

農用地造成面積150ha以上で、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）1万頭以上

イ 国の負担率 55%

### (5) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、畜産経営に係る生産基盤の整備と生活環境の改善を総合的に推進するため、8年度においては、畜産環境整備事業60地区（国庫補助金61億9,300万円）及び地域活性化環境整備事業35地区（国庫補助金19億800万円）を実施した。

#### ア 畜産環境整備事業

##### (ア) 畜産経営環境整備事業

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元用草地等の基盤整備、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施した。

#### a 事業の規模

##### (a) 一般地域型

① 家畜排せつ物還元受益農用地面積が10ha（うち基盤整備費に係る受益面積5ha）以上（豚、鶏の移転の場合は、それぞれ家畜排せつ物還元受益農用地面積5ha、3ha以上（うち基盤整備費に係る受益面積2.5ha、1.5ha以上））

##### ② 養畜の業務を営む者5人以上

（次の要件をすべて満たす場合は都道府県等が実施）

① 旧市町村の範囲以上の広がりをもつ地域で家畜飼養頭数2,000頭以上

② 基盤整備費に係る受益面積が50ha以上

③ 養畜の業務を営む者10人以上

##### (b) 特定地域型

次のいずれかの要件に該当する地域であって、家畜飼養頭数2,000頭以上から生じる畜産汚水等があり、これらの処理が必要と認められる地域

① 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

② 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③ 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域

⑤ 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定に基づく指定地域

#### b 補助率

内地、北海道、離島 50%, 1/3

沖縄 60%, 1/3

##### (イ) 畜産環境整備特別対策事業

混住化の進展等に対処して地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るため、畜産経営の生産基盤の整備と環境保全林、緑地帯等周辺環境の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭(水質等環境規制地域1,000頭)以上

(b) 養畜の業務を営む者10人(水質等環境規制地域5人)以上

(c) 事業参加者の整備する施設と至近住宅との間の距離が100m未満であって、かつ、両者の間に幅10m以上の環境保全林がないときは、整備する施設と同等以上の面積を有する環境保全林を確保すること

(d) 基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に係る受益面積が30ha以上(事業参加者のうち、畜産経営を移転する者が全体の1/2以内である場合は10ha(水質等環境規制地域15ha)以上)

b 補助率

内地、北海道 50%, 1/3

沖縄 60%, 50%, 1/3

イ 地域活性化環境整備事業

(ア) 林野活用畜産環境総合整備モデル事業

中山間地域等における畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進するため、当該地域に賦存する農林諸資源を有効に活用する農林協調型の林野活用による高度放牧林地、道路整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 林野活用畜産基盤整備調査の実施地域で、中山間地域等で、酪農・肉用牛近代化計画作成市町村であること

(b) 造成又は整備される草地又は高度放牧林地及び事業完了後の受益面積が100ha(北海道250ha)以上(一体利用輪作畑1/3算定(受益面積の20%以内)、高度放牧林地整備1/2算定、放牧林地整備1/10算定)

(c) 高度放牧林地整備20ha(北海道50ha)以上

(d) 家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(e) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率 50%, 40%, 1/3

(イ) 草地畜産活性化特別対策事業

中山間地域等において、畜産経営の安定的発展と地域活性化を図るため、草地景観を活用した交流拠点等の整備と草地基盤の整備、生活環境の改善等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 中山間地域であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 隣接する市町村の区域内にあり、かつ土地利用状況が草地に特化している地域

(c) 草地を中心とした景観保全のための基本構想が樹立されている地域であって、都道府県知事が認めた地域

(d) 家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(e) 本事業完了後の草地面積が100ha(北海道300ha)以上見込まれる地域

(f) 本事業によって造成改良又は整備改良される草地面積が30ha(北海道100ha)以上

b 補助率 50%, 40%, 1/3

(ウ) 公共牧場機能強化事業

公共牧場の生産機能の強化と併せ、その緑資源の地域住民への提供等により、公共牧場の管理運営の円滑化、地域活性化を図るため、草地等基盤、利用施設、防護柵等環境保全施設の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha(北海道50ha)以上

(b) 草地造成又は整備改良面積が10ha以上

(c) 都道府県知事が定める「公共牧場利用促進計画」に適合すること

(d) 同一市町村内に本事業の実施牧場が存しないこと

b 補助率

内地 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島、沖縄、奄美 50%, 1/3

(6) 国営草地開発事業及び

都道府県営草地開発事業

粗放利用の山林原野等の土地が広範囲にまとまって存在し、草地開発事業により造成改良される草地を家畜の主たる飼料基盤とすることにより、多頭飼育を主体とする生産性の高い畜産経営の確立が可能であると見込まれ、かつ畜産の振興に意欲的である地域を対象に国営草地開発事業及び都道府県営草地開発事業を実施した。

ア 国営草地開発事業

土地改良法の規定により、国営草地開発計画に基づき、国が基本施設の整備(草地造成改良、道路等整備、雑用水施設整備、用排水施設整備)を行った。8年度は6地区(事業費24億6,000万円)で実施した。

(ア) 事業の規模

a 草地造成面積400ha以上で一団地の面積概ね100ha以上

b 一の申請人150ha以上

(イ) 国の負担率 70%(北海道)

## イ 都道府県営草地開発事業

土地改良法の規定に基づき都道府県が行う草地開発事業で、草地造成、道路整備等を行った。8年度は4地区（国庫補助金2億1,200万円）で実施した。

## (ア) 事業の規模

a 草地造成面積100ha以上で一団地の面積概ね50ha以上

b 一の申請人50ha以上

(イ) 補助率 50%

## 3 飼料作物生産振興対策

飼料作物の生産拡大と合理化を図るため、畜産再編総合対策において、次の事業を実施した。

## (1) 山地畜産確立推進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るための推進活動等を実施（国庫補助金4,225万円）した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 定額、1/2

## (2) 山地畜産確立促進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るため、草食性家畜を活用した飼料基盤の造成整備を実施（国庫補助金1億7,500万円）した。

ア 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

イ 補助率 定額

## (3) 自給飼料生産総合推進事業のうち

## 効率的飼料生産推進

飼料生産利用等の効率化を図るため、効率的飼料生産促進プランの作成、飼料生産実証展示、飼料生産組織活動支援等を実施（国庫補助金3億5,876万円）した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協連、農協等

イ 補助率 1/2

## (4) 効率的飼料生産促進事業

飼料生産請負組織等による飼料生産の効率化を図るため、飼料作物生産条件の整備、機械施設の整備等地域の実情に合わせた総合的な条件整備を実施（国庫補助金12億6,526万円）した。

ア 事業実施主体 市町村、農協、営農集団等

イ 補助率 1/2、4/10、1/3

## (5) 飼料利用高度化施設整備事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費の低減及び飼料の安全性の確保を図るため、飼料分析施設、飼料供給施設の整備（国庫補助金1億9,173万円）を行った。

ア 事業実施主体 都道府県、農協連、市町村等

イ 補助率 1/2、4/10、1/3

## (6) 公共牧場広域利用推進対策事業

公共牧場において省力的かつ低コストな放牧利用を促進するため、関係機関が一体となり公共牧場の広域利用調整等を実施（国庫補助金8,586万円）した。

ア 事業実施主体 都道府県、市町村、農協等

イ 補助率 1/2

## (7) 飼料作物流通体制強化推進

飼料作物の円滑な流通を促進するための流通促進会議の開催、流通技術指針の作成等を行うため、全国農業協同組合中央会に助成（国庫補助金378万円）した。

## (8) 自給飼料生産体制強化推進

自給飼料生産振興を図るため、全国会議の開催、技術指導指針の作成、都道府県における現地指導・推進会議の開催等に対し、(社)中央畜産会に助成（国庫補助金284万円）した。

## 4 飼料作物種子及び飼料生産利用技術対策

飼料作物種子対策及び飼料生産利用技術対策として、畜産再編総合対策において、次の事業を実施した。

## (1) 自給飼料生産総合推進事業のうち

## 飼料生産利用技術向上

ア 技術向上

## (ア) 新技術確立

飼料作物等の生産利用に係る新技術等の確立を図るため、家畜ふん尿を効果的に還元した飼料作物生産技術、転作田等における飼料作物等の生産利用技術、集約的放牧等地域の実情に応じた放牧技術、無脂固形分向上等乳質の改善に作用する飼料作物生産利用体系、農薬を使用しない雑草の防除技術、野草地の省力管理技術等について実証調査、技術指針の策定を行った。

## (イ) 技術高度化

飼料生産利用の効率化を図るため、地域に適した草種・品種の選定及び展示ほの設置、暖地型牧草、F<sub>1</sub>品種種子の採種ほの設置及び採種技術の指導、飼料分析・混合飼料調製利用の促進、飼料生産利用総合技術指針・指導資料の作成等を行った。

a 事業実施主体

新技術確立 都道府県

技術高度化 都道府県、農協連等

b 補助率 1/2

(国庫補助金2億7,092万円)

イ 技術定着

飼料生産利用の効率化を図るため、市町村段階において、飼料分析に基づく飼料給与及び混合飼料の調製利用の普及・定着、飼料生産利用技術の実証展示、農

家への技術指導等を行った。

a 事業実施主体 市町村、農協等

b 補助率 1/2

(国庫補助金6,677万円)

## (2) 委 託 事 業

### ア 飼料作物海外採種適地等調査

優良飼料作物種子の普及促進を図るため、牧草類の新たな海外契約採種適地の探索、青刈りとうもろこし等の種子流通等の調査を(株)日本飼料作物種子協会に委託して行った。(237万円)

### イ 草地適正利用促進対策基礎調査 (ODA)

中国における畜産振興、砂漠化防止のため、草地の適正利用及び草地の生産力向上に関する技術的な調査・検討を(株)畜産技術協会に委託して行った。(614万円)

## (3) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づき飼料作物流通種子の表示等について検査を行った。(666万円)

## (4) 家畜改良センターにおける種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、家畜改良センターの十勝、長野、熊本の3牧場に採種ほ(原々種、原種)、検定ほ等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用輸出原種種子の品種証明業務を家畜改良センター長野牧場において行った。(1億2,302万円)

このほか、遺伝資源の総合的な確保を図る農林水産ジーンバンクを確立するため、家畜改良センター(種子部門)において飼料作物の遺伝資源の保存及び増殖を行った。

# 第7節 流通飼料対策

## 1 飼料の需給及び価格の安定

### (1) 8年度の飼料需給の動向

#### ア 飼料の総合需給

8年度の飼料の総合需給規模は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに下回る2,690万t(0.7%減)と見込まれる。その内訳は、粗飼料が574万t、濃厚飼料が2,116万t(実量2,834万t)である。

濃厚飼料のうち輸入によるものは1,541万t(実量2,020万t)、国内産濃厚飼料は575万t(実量815万t)と見込まれる。

#### イ 飼料穀物の国際需給

1996/97年度の世界の粗粒穀物生産量は、主要生産国

である米国において生産量が大幅に増加したこと等から、世界全体では、前年度をかなり上回る9億720万tの見通しである。

また、消費量は、前年度をやや上回るものの生産量を下回る8億8,430万tの見通しである。期末在庫量は、1億1,830万t(在庫率13.4%)の見通しである。

#### ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となろうもろこしのシカゴ相場は、米国の95年産とうもろこしの減産のため上昇基調で推移し、8年4月～7月にかけて500セント/ブッシェルを超える水準まで高騰したが、米国の96年産とうもろこしが増産となったことから下落し、8年末には250セント/ブッシェル台まで下落した。9年に入り、引き続き飼料用需要が堅調であることから、9年3月末では300セント/ブッシェル前後となった。

#### エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、減少傾向で推移している。配・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに減少傾向で推移しており、8年度は前年度をわずかに下回る2,470万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比0.1%増の2,386万t、混合飼料は前年度比19.1%減の84万tとなった。

8年度の配合飼料価格については、飼料穀物価格の上昇や円安の影響から7年10月以降4四半期連続して合計約11,000円/tの引上げが行われたが、8年10月以降は飼料穀物価格の下落から2四半期連続して合計約3,100円/tの引下げとなった。

表10 主要飼料原料の輸入価格

|             |  | (単位：円／t) |        |        |
|-------------|--|----------|--------|--------|
| 品 名         |  | 6 年度     | 7 年度   | 8 年度   |
| と う も ろ こ し |  | 13,446   | 14,705 | 21,076 |
| こ う り ゃ ん   |  | 12,908   | 14,632 | 20,742 |
| 大 豆 油 か す   |  | 22,688   | 23,691 | 34,829 |
| 魚 粉         |  | 52,582   | 59,702 | 75,993 |

資料：通関統計

表11 配・混合飼料の用途別生産量

| (単位：千t)     |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|
| 用 途         | 6 年度   | 7 年度   | 8 年度   |
| 採 卵 鶏 用     | 7,352  | 7,329  | 7,307  |
| ブ ロ イ ラ ー 用 | 3,780  | 3,724  | 3,709  |
| 養 豚 用       | 6,834  | 6,508  | 6,409  |
| 乳 牛 用       | 3,255  | 3,377  | 3,439  |
| 肉 牛 用       | 3,908  | 3,780  | 3,693  |
| そ の 他 用     | 126    | 149    | 145    |
| 計           | 25,256 | 24,866 | 24,702 |

### (2) 飼料穀物備蓄対策

飼料穀物については、土地条件の制約等から今後ともその大部分を海外からの供給に依存せざるを得ない事情にあ

り、国際的な飼料穀物需給の動向に対処して、その安定的供給のための体制の強化を図ることが必要である。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め(注)配合飼料供給安定機構が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行った。

また、とうもろこし及びこうりゃんの代替としての大麦の備蓄については、国が直接食糧管理特別会計輸入飼料勘定において実施した。

8年度末の備蓄量は、とうもろこし・こうりゃん80.0万t、大麦40.0万t、合計120.0万tである。

なお、備蓄穀物の活用状況については、端境期における米国産とうもろこしの期末在庫水準の低下等による流通事情の悪化から、短期的な需給のひっ迫が見込まれたため、8年9月1日から12月31日の時期において約21.6万tの貸付けを実施した。

表12 8年度飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）  
備蓄関係予算

（単位：百万円）

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 備蓄用サイロ建設利子補給事業費 | 53    |
| 備蓄基金造成費         | 7,068 |
| うち保管委託経費        | 6,037 |
| 確認検定料           | 71    |
| 買入資金金利          | 1,122 |
| 貸付料収入見合控除額      | △163  |
| 合 計             | 7,120 |

### (3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから配合飼料価格が値上がりした場合に、価格差補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により値上がり時にはその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

8年度の配合飼料価格は、7年10月以降4四半期連続して合計約11,000円/tの引上げがされたが、8年10月以降2四半期連続して合計約3,100円/tの引下げとなった。

これらに対して、配合飼料価格安定制度による通常補てん及び異常補てんが発動され、畜産経営への影響を緩和した。（両基金により、8年4～6月期は6,168円/t、7～9月期は6,791円/t、10～12月期は4,300

円/t、9年1～3月期は2,300円/tを補てん）。

また、8年度においては、異常補てん原資の積増しのため、1億円の国庫助成を行った。

### (4) 飼料需給安定法の運用

#### ア 8年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う8年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表13の飼料需給計画によることとした。この計画は、8年度における飼料総需要量及び供給量の推算に基づき、国が取り扱っている麦類を対象として、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 8年度飼料需給計画

（単位：千t）

| 品 目    | 期首持越  | 買入総量  | 売渡数量  | 期末持越  |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 小 麦    | 244   | 1,388 | 1,350 | 282   |
| 大 麦    | 684   | 1,770 | 1,700 | 754   |
| （うち備蓄） | (400) | (8)   | (8)   | (400) |
| 計      | 928   | 3,158 | 3,050 | 1,036 |

なお、この飼料需給計画は、8年3月に開催された第31回畜産振興審議会（飼料部会）に農林水産大臣が諮問し、同審議会の答申を受けた上で決定したものである。

#### イ 8年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて8年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 8年度飼料需給実績

（単位：千t）

| 品 目    | 期首持越  | 買入総量  | 売渡数量  | 期末持越  |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 小 麦    | 249   | 955   | 961   | 243   |
| 大 麦    | 699   | 1,351 | 1,396 | 654   |
| （うち備蓄） | (400) | (8)   | (8)   | (400) |
| 計      | 948   | 2,306 | 2,357 | 897   |

### (5) そ の 他

配合飼料については、製造コストの低減化の観点から、規制緩和推進計画に基づき、平成8年4月から配合飼料の混入規制を緩和し、配合時の点数計算を不要とする等制度の大幅な簡素化を図った。

## 2 飼料の安全性の確保及び品質の改善

### (1) 飼料の安全性の確保

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害を生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農林水産大臣が飼料又は飼料添加物の基